



茨城県報 第1045号

平成11年3月25日

木曜日

目 次

規 則

ページ

- 精神薄弱の用語の整理のための関係規則の一部を改正する規則(総務課) 2
- 茨城県給水施設条例施行規則の一部を改正する規則(環境衛生課) 4
- 茨城県伝染病予防法施行細則を廃止する規則(保健予防課) 4

(人 事 委 員 会)

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 5

告 示

- 騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域(環境対策課) 5
- 心身障害者施設診療料等の一部改正(障害福祉課) 6
- 保険薬剤師の登録(保険課) 6
- 救急告示病院の認定(医療整備課) 7
- 第二種大規模小売店舗に関する公示(商業流通課) 7
- 保安林の指定施業要件の変更(林業課) 7
- 定款変更の認可(農地管理課) 8
- 土地収用法による事業の認定(2件)(用地課) 8
- 茨城県公共土木事業代替地取得資金利子補助金交付要項の一部改正(用地課) 9
- 茨城県公共土木事業建物移転資金利子補給金交付要項の一部改正(用地課) 10
- 道路の区域の変更(2件)(道路維持課) 10
- 道路の供用の開始(2件)(道路維持課) 11
- 土地区画整理組合の設立の認可(都市整備課) 11
- 市街地再開発組合の解散の認可(2件)(都市整備課) 12
- 市街地再開発組合の事業計画の変更の認可(都市整備課) 12
- 事業計画の変更の認可(公園街路課) 12
- 土地改良区役員の退任(土地改良事務所) 13
- 土地改良事業の適当決定(土地改良事務所) 13
- 土地改良事業の認可(土地改良事務所) 14
- 土地改良法に基づく換地処分(土地改良事務所) 14

(公 安 委 員 会)

- 緊急自動車の指定 14

(大規模小売店舗審議会)

- 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示 15

公 告

- 基本測量の終了(2件)(用地課) 15
- 開発行為の工事完了(3件)(建築指導課) 16
- 道路の位置の指定(4件)(建築指導課) 17
- 新設県営住宅に係る名称、位置等に関する公告(住宅課) 18

訓 令

- 検疫委員職務章程及び検疫委員長専決処理規程を廃止する訓令(保健予防課) 18

正 誤

- 平成11年3月18日付け茨城県報第1043号中 19
- 平成11年3月19日付け茨城県報号外第25号中 19

規 則

茨城県規則第27号

精神薄弱の用語の整理のための関係規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

精神薄弱の用語の整理のための関係規則の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 児童福祉法施行細則(昭和23年茨城県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第14条の4中「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に改める。

別表第1中「精神薄弱児通園施設」を「知的障害児通園施設」に、「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

別表第2中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

(茨城県精神薄弱者福祉法施行細則の一部改正)

第2条 茨城県精神薄弱者福祉法施行細則(昭和37年茨城県規則第49号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茨城県知的障害者福祉法施行細則

第1条中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者福祉法施行令」を「知的障害者福祉法施行令」に、「精神薄弱者福祉法施行規則」を「知的障害者福祉法施行規則」に改める。

第2条中「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第4条第1項中「精神薄弱者職親申込書」を「知的障害者職親申込書」に改め、同条第2項中「精神薄弱者職親申込書」を「知的障害者職親申込書」に、「精神薄弱者職親登録簿」を「知的障害者職親登録簿」に改め、同条第3項中「精神薄弱者職親台帳」を「知的障害者職親台帳」に改める。

第5条中「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「精神薄弱者職親委託申込書」を「知的障害者職親委託申込書」に改める。

第6条中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第7条の見出し中「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改め、同条中「精神薄弱者」を「知的障

害者」に、「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に、「精神薄弱者援護施設入所申請書」を「知的障害者援護施設入所申請書」に改める。

第8条から第10条までの規定中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第11条中「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第13条(見出しを含む。)中「精神薄弱者指導台帳」を「知的障害者指導台帳」に改める。

第15条第1項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

様式第1号中「茨城県精神薄弱者更生相談所長」を「茨城県知的障害者更生相談所長」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

様式第2号中「茨城県精神薄弱者更生相談所」を「茨城県知的障害者更生相談所」に改める。

様式第3号中「茨城県精神薄弱者更生相談所長」を「茨城県知的障害者更生相談所長」に改める。

様式第4号中「精神薄弱者職親申込書」を「知的障害者職親申込書」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

様式第6号中「精神薄弱者職親登録簿」を「知的障害者職親登録簿」に改める。

様式第7号及び様式第8号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

様式第9号中「精神薄弱者職親台帳」を「知的障害者職親台帳」に、「希望精神薄弱者数」を「希望知的障害者数」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「委託精神薄弱者氏名」を「委託知的障害者氏名」に改める。

様式第10号中「精神薄弱者職親委託申込書」を「知的障害者職親委託申込書」に、「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

様式第12号中「精神薄弱者援護施設入所申請書」を「知的障害者援護施設入所申請書」に、「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に、「精神薄弱」を「知的障害」に改める。

様式第13号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者指導台帳」を「知的障害者指導台帳」に改める。

様式第14号中「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改める。

様式第15号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

様式第16号から様式第18号までの規定中「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改める。

様式第22号中「精神薄弱者指導台帳」を「知的障害者指導台帳」に改める。

(知事及び地方労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第3条 知事及び地方労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則(昭和38年茨城県規則第42号)の一部を次のように改正する。

別表第7中「精神薄弱児施設・精神薄弱者更生施設」を「知的障害児施設・知的障害者更生施設」に改める。

(茨城県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部改正)

第4条 茨城県心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和45年茨城県規則第26号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「精神薄弱」を「知的障害」に改める。

様式第7号中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

(茨城県立コロニーあすなろ管理規則の一部改正)

第5条 茨城県立コロニーあすなろ管理規則(昭和48年茨城県規則第85号)の一部を次のように改正する。

別表中「精神薄弱者更生施設」を「知的障害者更生施設」に、「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

(茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和54年茨城県規則第44号)の一部を次のよう

に改正する。

第10条第1項第10号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改め、同条第2項第3号中「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改める。

(茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第7条 茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則(平成5年茨城県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第2条中「国立精神薄弱児施設」を「国立知的障害児施設」に改める。

(茨城県鳥獣保護及び狩猟に関する法律施行細則等の一部改正)

第8条 次に掲げる規則の規定中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

- (1) 茨城県鳥獣保護及び狩猟に関する法律施行細則(昭和38年茨城県規則第54号)第10条第2項及び様式第1号
- (2) 茨城県職場適応訓練委託規則(昭和38年茨城県規則第65号)第11条第2項第2号及び第3項第2号並びに別表
- (3) 茨城県県営住宅条例施行規則(平成9年茨城県規則第63号)第3条第3号エ

(茨城県常北家族旅行村の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部改正)

第9条 次に掲げる規則の規定中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改める。

- (1) 茨城県常北家族旅行村の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和58年茨城県規則第14号)第10条第1項の表
- (2) 茨城県大洗マリンタワーの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和63年茨城県規則第76号)第6条第2項の表
- (3) 茨城県健康科学センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成3年茨城県規則第13号)第7条第1項の表
- (4) 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則(平成8年茨城県規則第68号)別表第1

付 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。



茨城県規則第28号

茨城県給水施設条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県給水施設条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県給水施設条例施行規則(昭和55年茨城県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「伝染病」を「感染症」に改める。

付 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。



茨城県規則第29号

茨城県伝染病予防法施行細則を廃止する規則を次のように定める。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県伝染病予防法施行細則を廃止する規則

茨城県伝染病予防法施行細則(昭和34年茨城県規則第37号)は、廃止する。

付 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(人 事 委 員 会)

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成11年3月25日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第2号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和41年茨城県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3項第13号を次のように改める。

(13) 児童自立支援専門員及び児童生活支援員

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第312号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型を当てはめる地域を、環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年政令第371号）第2項の規定に基づき、別表のとおり定め、平成11年4月1日から施行する。

なお、昭和59年12月28日茨城県告示第1608号、昭和62年3月31日茨城県告示第638号、昭和63年3月17日茨城県告示第398号、平成元年3月6日茨城県告示第258号、平成2年3月12日茨城県告示第289号、平成4年3月12日茨城県告示第331号、平成6年3月10日茨城県告示第314号、平成7年3月20日茨城県告示第351号、平成8年3月14日茨城県告示第317号、平成9年3月27日茨城県告示第321号及び平成10年3月31日茨城県告示第360-10号で告示した騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域及び時間の区分は、平成11年3月31日限り廃止する。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

別表

地域の類型	当 て は め る 地 域
A	付表に掲げる区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	付表に掲げる区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	付表に掲げる区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに都市計画法による用途地域の指定のない地域

付表

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、下館市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、水海道市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、東茨城郡茨城町、東茨城郡美野里町、東茨城郡内原町、東茨城郡常北町、東茨城郡桂村、東茨城郡大洗町、西茨城郡友部町、西茨城郡岩間町、那珂郡東海村、那珂郡那珂町、那珂郡瓜連町、那珂郡大宮町、久慈郡金砂郷町、多賀郡十王町、鹿島郡鉢田町、鹿島郡神栖町、鹿島郡波崎町、行方郡麻生町、行方郡牛堀町、行方郡潮来町、稻敷郡江戸崎町、稻敷郡美浦村、稻敷郡阿見町、稻敷郡茎崎町、稻敷郡新利根町、新治郡霞ヶ浦町、新治郡玉里村、新治郡八郷町、新治郡千代田町、新治郡新治村、筑波郡伊奈町、筑波郡谷和原村、北相馬郡守谷町、北相馬郡藤代町、北相馬郡利根町

茨城県告示第313号

昭和52年4月7日茨城県告示第428号で告示した心身障害者施設診療科等の一部を次のように改め、平成11年4月1日から施行する。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

短期入所の表を次のように改める。

短期入所

施設の名称	施設の種別	金額(1日につき)	
		重度	中・軽度
茨城県立内原厚生園	知的障害児施設	1,540円	2,190円
	知的障害者更生施設	1,540円	2,190円
茨城県立こども福祉医療センター	肢体不自由児施設	1,540円	2,190円
	知的障害児施設	1,540円	2,190円
茨城県立コロニーあすなろ	知的障害者更生施設	1,540円	2,190円
	重症心身障害児施設	1,540円	
茨城県立リハビリテーションセンター	身体障害者更生施設	1,540円	2,190円
	身体障害者授産施設		
茨城県立暁寮	ろうあ児施設	1,540円	2,190円
備考	上記にかかわらず、保護者が生活保護世帯に属する場合にあって、保護者の疾病、出産、事故及びその者の親族の危篤等の理由によりその障害児(者)を一時的に介護できないときは、無料とする。		

茨城県告示第314号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

氏名	記号番号	登録年月日
佐伯朋子	茨薬 3455	平成11年3月10日
山内妙子	茨薬 3456	平成11年3月11日

茨城県告示第315号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院である。

なお、当該病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成14年3月24日である。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地
医療法人つくばセントラル病院	牛久市柏田町1589-3
木根淵外科胃腸科病院	岩井市辺田1430

茨城県告示第316号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 ブックランドカスミ
- 2 建物の名称及び所在地 ブックランドカスミ石下店
茨城県結城郡石下町新石下1641

茨城県告示第317号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の指定の目的と所在場所

次の表の左欄に掲げる告示で定めるところによる。

- 2 変更後の指定施業要件

変更後の指定施業要件は、同表左欄に掲げる告示に定める指定施業要件中同表中欄に掲げる字句を同表右欄に掲げる字句に改めたものとする。

官 告 示 番 号	変 更 前	変 更 後
昭和49年9月18日 農林省告示第866号 昭和49年12月4日	水戸鹿行地域森林計画	当該立木の所在する市町村に 係る市町村森林整備計画

官 告 示 番 号	変 更 前	変 更 後
農林省告示第1184号 昭和50年3月29日	八溝地域森林計画	
農林省告示第358号 昭和50年5月28日	多賀地域森林計画	
農林省告示第592号 昭和50年9月16日	多賀地域森林計画	
農林省告示第909号 昭和50年12月6日	多賀地域森林計画	
農林省告示第1127号 昭和51年2月12日	多賀地域森林計画	
農林省告示第128号 昭和51年12月11日	八溝地域森林計画	
農林省告示第1209号 同 昭和52年10月19日	多賀地域森林計画 八溝地域森林計画	
農林省告示第1048号 昭和53年10月21日	多賀地域森林計画	
農林水産省告示第431号 昭和54年2月16日	八溝地域森林計画	
農林水産省告示第214号 昭和54年11月21日	多賀地域森林計画	
農林水産省告示第1653号 同	多賀地域森林計画 八溝地域森林計画	

茨城県告示第318号

平成11年3月2日付けで、鉢田川流域土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成11年3月17日認可した。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第319号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 石下町
- 2 事業の種類 石下町総合福祉センター建設事業
- 3 起業地

(1) 収用の部分

茨城県結城郡石下町大字新石下字砂田地内

(2) 使用の部分

なし

4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

石下町役場



茨城県告示第320号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 起業者の名称 千代田町

2 事業の種類 千代田東部地区農業集落排水処理施設整備事業並びにこれに伴う農業用水路付替事業

3 起業地

(1) 収用の部分

茨城県新治郡千代田町大字東野寺字三条町地内

(2) 使用の部分

茨城県新治郡千代田町大字東野寺字三条町地内

4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

千代田町役場



茨城県告示第321号

茨城県公共土木事業代替地取得資金利子補助金交付要項(平成3年茨城県告示第1019号)の一部を次のように改正する。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

第2条第1号イを次のように改める。

イ 国又は日本道路公団が施行する高規格幹線道路建設事業のうち、知事が利子補助金の交付を特に必要と認めたもの

第2条第7号中「県」を「県等」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「県」を「県等」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「県」を「県等」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 県等 県、国及び日本道路公団をいう。

第5条中「8.5パーセント」を「5.0パーセント」に改める。

第6条、第9条及び第10条中「県」を「県等」に改める。

第15条中「又は茨城県土地開発公社理事長」を「、茨城県土地開発公社理事長又は建設省関係出先機関の長」に改める。

別表(注)(1)中「8.5パーセント」を「5.0パーセント」に改める。

様式第2号 注意 1中「茨城県」を「県等」に、同様式 注意 3中「8.5%」を「5.0%」に、同様式 注意

4中「県」を「県等」に改める。

付 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

茨城県告示第322号

茨城県公共土木事業建物移転資金利子補給金交付要項（平成3年茨城県告示第1020号）の一部を次のように改正する。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

第2条第1号イを次のように改める。

イ 国又は日本道路公団が施行する高規格幹線道路建設事業のうち、知事が利子補給金の交付を特に必要と認めたもの

第2条第5号中「県」を「県等」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 県等 県、国及び日本道路公団をいう。

第3条中「県」を「県等」に改める。

付 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

茨城県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成11年3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 124号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
鹿嶋市大字泉川字南本山1474番から 鹿嶋市大字木滝字国神1007番まで	旧	最大 11.5 最小 6.6	2,401	
	新	—	—	旧道移管

茨城県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成11年3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 461号

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	摘要
久慈郡大子町大字上金沢字 町屋敷398番6から	旧	最大 8.0	62	旧道移管
		最小 5.0 最大 20.6 最小 11.5		
久慈郡大子町大字上金沢字 町屋敷388番4まで	新	最大 20.6 最小 11.5	52	

茨城県告示第325号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成11年3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋本昌

1 路線名 県道 古河停車場線

2 供用開始の区間 古河市本町1丁目7013から
古河市本町1丁目7014まで

3 供用開始の期日 平成11年3月25日

茨城県告示第326号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成11年3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋本昌

1 路線名 一般国道 354号

2 供用開始の区間 行方郡北浦町大字次木字寺前292番1地先から
行方郡北浦町大字内宿字久保ノ沢332番1地先まで

3 供用開始の期日 平成11年4月15日

茨城県告示第327号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定に基づき、内原第2スワ土地区画整理組合の設立について、次のとおり認可したので同法第21条第3項の規定により告示する。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋本昌

1 組合の名称 内原第2スワ土地区画整理組合

2 事業実行期間 平成11年3月25日～平成16年3月31日

3 施行地区 内原町大字内原字スワ、字下坪の各一部

- 4 事務所の所在地 内原町大字内原1395-1 の内原町役場内
 5 設立認可の年月日 平成11年3月25日
 6 事業年度 初年度は設立認可の日から平成11年3月31日まで
 次年度からは4月1日から翌年3月31日まで
 7 公告の方法 内原町の指定掲示場に掲示

茨城県告示第328号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第3項の規定により土浦駅前地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第329号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第3項の規定により古河駅西口第一地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第330号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第17条の規定により下館市中央地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により告示する。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 組合の名称 下館市中央地区市街地再開発組合
 2 事業施行期間 平成元年12月25日～平成12年3月31日
 3 施行地区 下館市字稻荷の一部
 4 事務所の所在地 下館市丙118番地
 5 設立認可の年月日 平成元年12月16日
 6 事業施行期間の変更の内容
 変更前 平成元年12月25日～平成11年3月31日
 変更後 平成元年12月25日～平成12年3月31日
 7 変更認可の年月日 平成11年3月25日

茨城県告示第331号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称

石下町

2 都市計画事業の種類及び名称

平成5年茨城県告示第976号石下都市計画公園事業

6・5・001 石下町総合運動公園

3 事業施行期間

平成5年8月12日から

平成15年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成5年8月12日、茨城県告示第976号の事業地のうち、大字鴻野山字長作地内において事業地を変更し、大字鴻野山新田字仁連川内地内において事業地を追加する。

(2) 使用の部分

変更なし

茨城県告示第332号

水海道市菅生町2961番地に事務所を置く小谷沼土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成11年3月25日

茨城県下館土地改良事務所長 木澤英雄

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘要
岩井市大字神田山744番地の1	理事	名越重雄	

茨城県告示第333号

長井戸沼土地改良区から平成11年2月12日付けで認可申請のあった塙崎六軒前地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成11年3月3日適當と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成11年3月25日

茨城県境土地改良事務所長 石井哲雄

1 縦覧に供する書類

長井戸沼土地改良区定款の写し

塙崎六軒前地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成11年3月26日から

平成11年4月22日まで

3 縦覧の場所

境町役場

茨城県告示第334号

平成10年12月2日付けで豊田新利根土地改良区から申請のあった惣新田第4地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成11年3月11日認可した。

平成11年3月25日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 田 村 勝 治

茨城県告示第335号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により県営畠地帯総合整備事業岩井北部地区(第2換地区)に係る換地処分をした。

平成11年3月25日

茨城県境土地改良事務所長 石 井 哲 雄

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第10号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により、緊急自動車の指定を行ったので公示する。

平成11年3月25日

茨城県公安委員会委員長 篠 原 健 治

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3633	土浦88ひ 144	トヨタ 11年式	警察 責務 遂行用	茨城県警察本部
3634	土浦88ひ 145	トヨタ 11年式	"	"
3635	水戸 や 6726	ホンダ 11年式	"	"
3636	水戸 や 6727	"	"	"
3637	水戸 や 6728	"	"	"
3638	水戸 や 6729	"	"	"
3639	水戸88に 9072	トヨタ 11年式	"	"
3640	水戸88に 9073	"	"	"
3641	水戸88に 9074	"	"	"
3642	水戸88せ 6967	ニッサン11年式	"	"
3643	土浦88ひ 205	トヨタ 11年式	水 防 用	水資源開発公団

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第 8 号

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「（1）氏名又は名称及び住所（2）事業者にあっては、その事業の種類（3）略歴（法人及び団体にあっては、事業の沿革）（4）意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出してください。

平成 11 年 3 月 25 日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇野 秀

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 届出者の氏名又は名称 | 株式会社 ミタストア |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | スーパー マーケットエイム上辺見店
茨城県猿島郡総和町上辺見 519-1 |
| 3 現在の閉店時刻 | 午後 8 時 |
| 4 現在の年間休業日数 | 年間 24 日 |
| 5 繰下げ後の閉店時刻 | 午後 9 時 |
| 6 削減後の年間休業日数 | 年間 6 日 |
| 7 閉店時刻の繰下げ及び年間休業日数の削減を行う年月日 | 平成 11 年 8 月 9 日 |

公 告

● 基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成 11 年 3 月 25 日

茨城県知事 橋本 昌

- | | |
|---------|-------------------|
| 1 测量機関 | 建設省国土地理院 |
| 2 作業の種類 | 基本測量（基準点測量） |
| 3 作業終了日 | 平成 11 年 3 月 10 日 |
| 4 作業地域 | ひたちなか市、北茨城市、猿島郡境町 |

● 基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成 11 年 3 月 25 日

茨城県知事 橋本 昌

- | | |
|---------|-------------------------|
| 1 测量機関 | 建設省国土地理院 |
| 2 作業の種類 | 基本測量（河川事業に伴う一等水準点測量） |
| 3 作業終了日 | 平成 11 年 3 月 10 日 |
| 4 作業地域 | 古河市、猿島郡総和町、猿島郡境町、稲敷郡茎崎町 |

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくば市大字谷田部字鷹野原8番5, 同番6, 同番7, 同番8, 同番9, 同番11, 同番22, 17番1, 同番2, 同番3, 18番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 同番9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番13, 同番14, 同番15, 同番16, 同番17, 同番18, 同番19, 同番20, 同番21, 同番22, 同番23, 同番24, 19番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番7, 同番8, 同番9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番13, 同番14, 同番15, 同番16, 同番17, 同番18, 同番19, 同番20, 同番21, 同番22, 同番23, 同番24, 同番25, 同番26, 同番27, 同番30, 同番31, 同番32, 同番33, 同番34, 同番35, 同番36, 同番39, 同番40, 同番41, 同番42, 同番43, 同番44, 同番49, 同番50, 同番51, 同番52, 同番53, 同番54, 同番55, 同番56, 同番57, 同番58, 同番59, 同番60, 同番61, 同番62, 同番63, 同番64, 同番65, 同番66, 同番67, 同番68, 同番69, 同番70, 同番71, 同番72, 同番74, 同番75, 同番76, 同番77, 同番78, 同番79, 同番80, 同番81, 同番82, 同番83, 同番84, 同番85, 同番86, 同番87, 同番88, 同番89, 同番90, 同番91, 同番92, 同番93, 同番94, 同番95, 同番96, 同番97, 同番98, 同番100, 同番101, 同番102, 同番103, 同番104, 同番105, 同番106, 同番108, 同番109

稲敷郡茎崎町大字若栗字割地乙203番1, 同番2, 205番1, 同番2, 206番, 207番, 208番, 209番, 210番, 211番1, 同番2, 212番, 213番1, 同番2, 214番1, 同番2, 215番1, 同番2, 216番1, 同番3, 228番1, 同番3, 229番2, 同番4, 230番2, 231番5, 232番, 234番1, 同番2, 同番3, 同番6, 同番7, 同番8, 同番9, 同番11, 同番12, 同番13, 同番14, 同番15, 同番16, 同番17, 235番, 236番, 237番, 同番2, 同番5, 238番, 239番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 240番2, 同番3, 同番4, 同番5, 241番, 同番1, 242番, 同番1, 同番2, 243番1, 同番2, 244番, 246番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 248番1, 同番2, 249番, 字地蔵原乙202番6, 同番7, 同番8, 同番9, 字地蔵山甲1072番3, 同番4, 同番17, 同番22, 同番23, 同番25, 同番26, 同番27, 同番28, 字中妻道甲1091番7, 同番8, 同番9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番26, 字細谷原乙250番2, 同番4, 同番5

2 事業主の住所及び氏名

東京都墨田区吾妻橋3丁目11番1号

株式会社小森コーポレーション

代表取締役社長 小 森 善 治

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡霞ヶ浦町宍倉字高割3596番3の一部, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 3597番1, 同番2, 3603番1の一部, 同番3, 同番9, 3604番1, 同番4, 3605番2の一部, 3606番6の一部

2 事業主の住所及び氏名

新治郡霞ヶ浦町大和田828番5

霞ヶ浦町

町長 郡 司 豊 廣

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36項の規定により公告する。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高萩市大字下手綱字ヤワコ田1058番, 1061番1, 同番2, 1064番1, 1066番1, 1067番1, 同番2, 同番3, 1068番, 1069番1, 同番2, 同番3, 1070番, 1071番1, 同番3, 1072番1, 1073番, 1074番1, 同番2, 同番3, 1075番1, 同番2, 同番3, 1076番1, 同番2, 同番3, 同番4, 1077番, 1078番1, 同番2, 同番3, 1079番, 字上タワコ田1080番, 1081番1, 同番2, 同番3, 1082番1, 1083番1, 1084番1, 1085番, 1086番1, 1089番1, 1090番1, 1091番1, 1092番1, 1093番1, 同番2, 1094番, 1095番1, 1096番1, 1097番1, 字天南堂1449番1, 同番2, 同番3, 1450番3, 1451番1, 1452番1, 同番4, 同番5, 字鍋田1461番1

2 事業主の住所及び氏名

群馬県高崎市高関町380番地

株式会社カインズ

代表取締役 土屋嘉雄

~~~~~  
●道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を次のとおり廃止した。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指 定<br>廃止番号      | 廃止年月日      | 申 請 者 |                   | 道路の位置                 | 道路の幅員及び延長    |               |
|------------------|------------|-------|-------------------|-----------------------|--------------|---------------|
|                  |            | 氏 名   | 住 所               |                       | 幅 員          | 延 長           |
| 西総建指令<br>第 184 号 | 平成11年3月16日 | 片柳 紘史 | 水海道市橋本町<br>3194番地 | 水海道市橋本町字<br>新堀南3194番2 | メートル<br>4.00 | メートル<br>32.90 |

~~~~~  
●道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を次のとおり指定した。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

指 定 番 号	指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第 261 号	平成11年3月12日	有限会社 ロード 代表取締役 渡辺 洋次	西茨城郡友部町東平 1丁目22-12	西茨城郡岩間町大字 吉岡字供養塚164番21 169番18 同番21	メートル 4.60	メートル 26.68

~~~~~

| 指定する<br>道 路 の<br>指 定 番 号 | 指 定 年 月 日  | 申 請 者 |                     | 道 路 の 位 置                    | 道 路 幅 員 及 び 延 長 |               |
|--------------------------|------------|-------|---------------------|------------------------------|-----------------|---------------|
|                          |            | 氏 名   | 住 所                 |                              | 幅 員             | 延 長           |
| 鹿總建指指令<br>第 84 号         | 平成11年3月12日 | 土子 芳一 | 鹿島郡鉾田町当間<br>2372-20 | 鹿島郡鉾田町大字<br>菅野谷字三ツ塚<br>204番5 | メートル<br>6.20    | メートル<br>47.90 |

~~~~~

指 定 番 号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 及 び 延 長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西總建指令 第 378 号	平成11年3月15日	株式会社 ウエスト 代表取締役 吉川 隆	広島市西区楠木町 1丁目15番24号	新治郡八郷町大字下林 字亀ヶ谷2095-196, 2075-235	メートル 5.00 5.00	メートル 19.29 18.66

~~~~~

#### ◎新設県営住宅に係る名称、位置等に関する公告

茨城県県営住宅条例第3条第3項の規定に基づき次のとおり定める。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

| 住 宅 名   | 位 置       | 供 用 開 始   |
|---------|-----------|-----------|
| 高萩アパート  | 高萩市下手綱    | 平成11年4月1日 |
| 笠間アパート  | 笠間市来栖     | 平成11年5月1日 |
| 笠 間 住 宅 | 笠 間 市 来 栖 | 平成11年6月1日 |
| 桂たかね台住宅 | 桂 村 高 根 台 | 平成11年6月1日 |

~~~~~

訓 令

茨城県訓令第1号

検疫委員職務章程及び検疫委員長専決処理規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成11年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

検疫委員職務章程及び検疫委員長専決処理規程を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 検疫委員職務章程(昭和24年茨城県訓令甲第18号)
- (2) 検疫委員長専決処理規程(昭和24年茨城県訓令乙第1166号)

付 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

~~~~~

---

**正 誤**

---

平成11年3月18日付け茨城県報第1043号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤           | 正           |
|-----|-------|-------------|-------------|
| 11  | 上から 6 | 神栖町平泉2381番地 | 神栖町平泉2385番地 |

---

平成11年3月19日付け茨城県報号外第25号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤               | 正                |
|-----|-------|-----------------|------------------|
| 29  | 下から 8 | (平成11年茨城県条例第 号) | (平成11年茨城県条例第 7号) |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029(221)8111(代)